

新型インフルエンザの発生確認に伴う 豚の衛生的な飼養管理等

新型インフルエンザの感染事例が確認されたことを受け、これまで発生予防とまん延防止を期すため、指導及び注意喚起に関する事項等、関係省庁から情報等を逐次、地方獣医師会へ通知するとともに、本会ホームページへ掲載し、診療獣医師などの関係者の他、広く一般に対して周知に努めてきたが、このたび環境省自然環境局総務課長から、新型インフルエンザの発生に関し豚の衛生的な飼養管理等について関係者の協力が依頼され、次のとおり地方獣医師会へ通知した。

21日獣発第66号
平成21年5月25日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

豚の衛生的な飼養管理等について

このことについて、平成21年5月18日付け環自総発第090518006号をもって環境省自然環境局総

務課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起（その2）」については、すでに平成21年5月18日付け21消安第1723号による農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知を受け、同日付け21日獣発第60号により貴会の産業動物診療獣医師などの関係者への周知をお願いしたところですが、今般の環境省自然環境局総務課長からの通知は、このことに関して、各都道府県・指定都市・中核市の動物愛護管理主管課（室）長に、①家畜の飼養施設

等において人と豚が触れ合ったりする場合には豚への感染が生じないように留意すること、②接触する際にはマスクの着用や手洗いをを行うなど、衛生的に動物の飼養及び保管等を行うように動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物取扱業者及び動物愛護団体等に対して引き続き指導を求めるよう依頼したので、この主旨を理解の上、関係者は協力して欲しいというものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

環自総発第090518006号
平成21年5月18日

(社)日本動物愛護協会 理事長
(社)日本動物福祉協会 理事長
(社)日本愛玩動物協会 会長
(社)日本動物保護管理協会 会長
(社)日本獣医師会 会長
(社)日本動物国水族館協会 会長
(社)ジャパンケネルクラブ 理事長
中央ケネル事業協同組合連合会 会長
全国ペット小売業協会 会長
全日本動物輸入業者協議会 会長
日本鳥獣商組合連合会 理事長
優良家庭犬普及協会 会長
一般社団法人ペットフード協会 会長
日本ペット用品工業会 会長

殿

環境省自然環境局総務課長

豚の衛生的な飼養管理等について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新型インフルエンザに関連し、飼養施設等において人と豚が触れ合ったりする場合には、豚への感染が生じないように留意することとし、接触する際には、マスクの着用や手洗いをを行う等、衛生的に動物の飼養及び保管等を行うことの旨について、別添のとおり都道府県等動物愛護管理主管課(室)長あてに通知しましたので、御了知願います。

担当：動物愛護管理室 今川

☎03-3581-3351 (内線) 6427

【別 添】

環自総発第090513006号
平成21年5月18日

各 { 都道府県 }
{ 指定都市 } 動物愛護管理主管課(室)長 殿
{ 中核市 }

環境省自然環境局総務課長

豚の衛生的な飼養管理等について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から都道府県畜産主務部長あてに、別紙のとおり、養豚農場に対する飼養衛生管理の指導等に係る通知がなされたところです。

ついては、貴課(室)におかれましても、関係部局等との連携を図りながら、新型インフルエンザに関連し、飼養施設等において人と豚が触れ合ったりする場合には、豚への感染が生じないように留意することとし、接触する際には、マスクの着用や手洗いをを行う等、衛生的に動物の飼養及び保管等を行うよう、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物取扱業者及び動物愛護団体等に対して、引き続き指導方よろしく願います。

なお、関係団体に対して、別添のとおり通知していることを申し添えます。

担当：動物愛護管理室 今川

☎03-3581-3351 (内線) 6427

【別 紙】

写

21消安第1723号
平成21年5月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について(その2)

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、メキシコ等における新型インフルエンザの発生に伴い、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について」(平成21年5月1

日付け21消安第1118号消費・安全局動物衛生課長通知。以下「1日付通知」という。)により、養豚農場等に対する立入り制限等の飼養衛生管理の徹底の指導をお願いしたところです。

このような中、今般、我が国でも国内における新型インフルエンザの感染事例が確認されました。つきましては、本疾病のまん延防止に万全を期すため1日付通知に加え、当面、下記の事項を関係者に徹底するよう指導をお願いします。

記

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している又は新型インフルエンザ発生国等へ渡航

後間もない従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）は農場へ立入らせないようにするとともに、ヒト、車両の立入等に関する記録を保持すること

- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退場時の消毒を励行すること
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持すること